

平成28年第 1 回川崎市議会定例会

請 願 陳 情 文 書 表

(その 1)

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
17	28. 2. 15	高速鉄道3号線の延伸 (あざみ野～新百合ヶ 丘間)に関する請願	宮前区 宮前区の未来づくり 研究会	矢 沢 孝 雄 山 田 晴 彦 織 田 勝 久 勝 又 光 江 三 宅 隆 介 小 田 理恵子 渡 辺 あつ子	横浜市営地下鉄3号線の延伸(あざみ野～新 百合ヶ丘間)について、延伸ルートを川崎市総 合都市交通計画において、宮前区経白とし、区 内に新駅の設置の検討を願いたします。	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
18	28. 2. 17	小杉こども文化センターの代替地・代替機能となる場所等の速やかな実現を求める請願	中原区在住者 ほか 261名	原 典 之 吉 岡 俊 祐 押 本 吉 司 市 古 映 美 重 富 達 也	中原区にある「小杉こども文化センター」が、この敷地を含む再開発によって今年3月末で閉鎖されます。 同施設の閉鎖につきましては、武蔵小杉のまちづくりに伴う一時的なものであるとは承知してはいるものの、現在明らかになっているスケジュールによれば完成は2019年度とあり、施設利用の対象となる0歳から18歳のこどもたちにとってはあまりにも長い期間に及びます。 周辺の空き店舗や仮設店舗内にその機能を組み入れてもらう等、1日も早く「小杉こども文化センターの代替地・代替機能となる場所等」が実現されますよう、市議会の皆様のお力添えをお願い申し上げます。	市民委員会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
47	28. 2. 3	精神障害者の交通運賃 割引制度の適用を求め る意見書提出に関する 陳情	高津区 特定非営利活動法人 あやめ会	身体障害者や知的障害者に適用されている交通運賃割引制度について、精神障害者への適用を求める意見書を、国へ提出していただきますようお願い申し上げます。	健康福祉 委員会
48	28. 2. 3	国に対して消費税増税 を中止する意見書の提 出を求める陳情	横浜市神奈川区 消費税をなくす神奈川 の会	貴議会におかれましては、勤労者地域住民の多数意見を尊重していただき、以下の陳情の項目の御審議をよろしくお願い申し上げます。 2017(平成29)年4月施行の消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書を政府に送付していただくこと。	総務委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
49	28. 2. 8	社会福祉法人の適正運営のための監査指導の強化に関する陳情	麻生区 社会福祉法人ハートフル記念会	当法人の前理事長らが、「緑陽苑とともに歩む会」（略称ともの会）という市民ボランティア団体を利用して、平成15年から16年（2003年～2004年）にかけて実施した「ともの会設備債券」について、市としての調査をお願いいたします。	健康福祉 委員会
50	28. 2. 15	（仮）「ディアスタ梶ヶ谷」建設計画の見直しを求める陳情	宮前区 梶ヶ谷住環境を守る会 ほか 6名	宮前区梶ヶ谷字西耕地1番10、11番、「梶ヶ谷テニスコート」跡地（1,997.56㎡）において、「菱重ファシリティ&プロパティーズ株式会社」による高層マンション（56戸）建設計画（仮）「ディアスタ梶ヶ谷」が進められています。 市議会におかれましては、私たち市民の切なる思いをお酌み取りいただき、下記事項の実現に御尽力いただけますよう、よろしくお願いいたします。 1 深刻な日照被害、圧迫感を改善するための、建物の低層化や宅盤を下げること 2 安全を確保するためのエントランス・ごみ置場の位置を変更すること 以上2点について、近隣住民が納得いくまで話し合い、工事協定書締結まで工事を着工しないよう事業者を指導してください。	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
51	28. 2. 16	下沼部公園の遊具の新設、更新設置に関する陳情	中原区在住者	2015年（平成27年）5月に初めて公園の改修工事をしていただきました。しかし遊具は古く更新を依頼してきました結果、平成28年度に更新をいただける情報を得ました。しかし更新内容は現状の遊具程度とお聞きしています。 改修工事依頼時に提出した地域の要望は多目的遊具（コンビネーション遊具、機能の多いもの）の増設がありましたので是非今回導入をお願いいたします。	まちづくり委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
5 2	28. 2. 18	宅造法許可と総合調整 条例適用を逃れて強行 されている神木2丁目の 脱法的宅地造成に関 する陳情	宮前区 神木の住環境を守る会 ほか 137名	平成28年1月25日より神木2丁目の元農地において開発業者（事業者：株式会社リマインド）による宅地造成工事が開始されています。宅造許可逃れのため行政も詳細なチェックができません。また総合調整条例の適用を逃れて住民への説明義務を免れているため私たち周辺住民は、どのような工事がどんな段取りで行われるのか一切分からない状況に置かれています。 市議会におかれましては、私たちの切実な思いをお酌み取りいただき、下記陳情項目の実現に御尽力くださいますようお願い申し上げます。 1 本市が、一連の造成行為を「宅地造成等規制法」及び「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」の対象案件と同様に扱っていただき、安全に工事が行われるように指導監督してください。 2 （株）リマインドに対して、近隣住民に造成工事に関する詳細データを開示し、誠意を持って話し合う場を設け、住民の納得を得ないまま工事を強行しないことを指導してください。 3 （株）リマインドに対して、畑として利用するために盛土した部分を撤去し、元の宅盤の高さに戻すよう指導してください。	まちづくり 委員会